

住所 静岡県藤田市宮里406番地2
 住所 静岡県 昭和51年2月18日生
 住所 浜松市東区大瀬町94番地1
 住所 琴正崎 昭和56年11月8日生
 住所 大阪府東大阪市末広町11番5号
 住所 李承美 昭和43年8月8日生
 住所 大阪府東大阪市長登3丁目21番12号
 住所 李英吉 昭和44年12月24日生
 住所 北海道北見市北進町4丁目5番30号
 住所 金喬子 昭和54年6月18日生
 住所 金公子 昭和三十年12月3日生
 住所 文公三 昭和42年6月23日生
 住所 愛知県高浜市二池町1丁目7番地24
 住所 愛知県春日井市藤木町1丁目84番地
 住所 千直美 昭和43年6月6日生
 住所 愛知県春日井市藤木町1丁目84番地
 住所 千ナリ 昭和49年5月27日生
 住所 愛知県豊田市市木町2丁目13番地4
 住所 都得善 昭和51年4月1日生
 住所 名古屋市守山区百合が丘1604番地2
 住所 愛正行 昭和44年11月22日生
 住所 滋賀県蒲生郡日野町松尾1丁目46番地
 住所 安井秀 昭和58年12月26日生
 住所 住所 京都市中京区新小路通猪熊西入倉本町280
 番地

○外務省告示第二百七十四号
 平成二十年四月二十二日にベルンで、資金洗浄
 に関して没収された資産の分配に関する次の書簡
 の交換がスイス連邦政府との間に行われた。
 平成二十年五月十二日

外務大臣 高村 正彦
 (日本側書簡)

(訳文)
 書簡をもって啓上いたします。本使は、梶山進
 による資金洗浄に関して没収された資産であつ
 て、スイス連邦チューリッヒ州が保管するもの
 の日本国政府とスイス連邦政府との間における分配
 に関し、両政府の代表者の間で最近行われた討議
 に言及するとともに、次の取極を日本国政府に代
 わつて提案する光栄を有します。

1 スイス連邦政府は、日本国政府に対し、この
 取極の効力発生の日の後一箇月以内に、前記の
 資産の約五十パーセントに相当する二千八百九
 十七万九千七百三十八・八八スイス・フランを
 譲与する。
 2 前記の梶山進による資金洗浄と同様の犯罪が
 行われた場合において、いずれの政府も、相互
 主義に基づき、かつ、自国の法令に従つて、自
 国で没収された資産を他方の政府との間におい
 て分配するものとする。
 本使は、更に、この書簡及びスイス連邦政府に
 代つて前記の取極を確認する閣下の返簡が両政
 府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下
 の返簡の日付の日に効力を生ずるものとするこ
 を提案する光栄を有します。
 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下
 に向かつて敬意を表します。
 二千八年四月二十二日にベルンで

スイス連邦駐在
 日本国特命全權大使 阿部信泰

外務省国際法局長
 大使 パウル・ゼーゲル閣下
 (スイス側書簡)

(訳文)
 書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付
 けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光
 栄を有します。
 (日本側書簡)

本使は、更に、スイス連邦政府に代つて前記
 の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの
 返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その
 合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものと
 することに同意する光栄を有します。
 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下
 に向かつて敬意を表します。
 二千八年四月二十二日にベルンで

スイス連邦
 外務省国際法局長
 大使 パウル・ゼーゲル

日本国特命全權大使 阿部信泰閣下

○外務省告示第二百七十五号
 ポツワナ共和国政府は、昭和三十八年四月二十
 四日にウィーンで作成された「領事関係に関する
 ウィーン条約」の加入書を平成二十年三月二十六

日に国際連合事務総長に寄託した。よつて、同条
 約は、平成二十年四月二十五日にポツワナ共和国
 について効力を生じた。
 (平成二十年三月二十七日付け国際連合事務総
 長書簡)
 平成二十年五月十二日
 外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第二百七十六号

エルサルバドル共和国政府は、昭和二十八年三
 月三十一日にニューヨークで署名のために開放さ
 れた「婦人の参政権に関する条約」の批准書を平
 成二十年三月二十六日に国際連合事務総長に寄託
 した。よつて、同条約は、平成二十年六月二十四
 日にエルサルバドル共和国について効力を生ず
 る。
 (平成二十年三月二十七日付け国際連合事務総
 長書簡)
 平成二十年五月十二日
 外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第二百七十七号

ジブチ共和国政府は、昭和二十五年十二月十五
 日にブリュッセルで作成された「関税協力理事會
 を設立する条約」の加入書を平成二十年三月十九
 日にベルギー王国外務省に寄託した。よつて、同
 条約は、寄託の日にジブチ共和国について効力を
 生じた。
 (平成二十年四月八日付け在本邦ベルギー王国
 大使館口上書)
 平成二十年五月十二日
 外務大臣 高村 正彦

○厚生労働省告示第三百五号

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部
 を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第四十
 二号)及び社会福祉士に関する科目を定める省令(平
 成二十年 文部科学省令第三号)の施行に伴い、次
 に掲げる告示は、平成二十一年三月三十一日限り
 廃止する。
 平成二十年五月十二日
 厚生労働大臣 舩添 要一

一 社会福祉士及び介護福祉士法第七号第一号の
 規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉
 士に関する科目(昭和六十二年厚生省告示第二
 号)

二 昭和六十二年厚生省告示第二百一十号(社会福
 祉士及び介護福祉士法第七号第二号の規定に基
 づき社会福祉士に関する基礎科目を指定する件)

三 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号第二
 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会
 福祉士に関する科目(昭和六十二年厚生省告示第
 二百二号)
 四 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一号
 第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別
 に定める実習に係る科目(平成二十一年厚生省告
 示第二百五十七号)

五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十九
 号第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
 実習に係る科目(平成二十一年厚生省告示第二
 百五十八号)

○厚生労働省告示第三百六号

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六
 十二年厚生省令第四十九号)第五号の二の規定に
 基づき、厚生労働大臣が別に定める科目を次のよ
 うに定め、平成二十一年四月一日から適用する。
 平成二十年五月十二日
 厚生労働大臣 舩添 要一

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五
 号の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に
 定める科目

- 一 人体の構造と機能及び疾病
- 二 心理学理論と心理的支援
- 三 社会理論と社会システム
- 四 現代社会と福祉
- 五 地域福祉の理論と方法
- 六 福祉行政と福祉計画
- 七 社会保障
- 八 低所得者に対する支援と生活保護制度
- 九 保健医療サービス
- 十 権利擁護と成年後見制度

○厚生労働省告示第三百七号

精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)
 第七号第一号の規定に基づき、精神保健福祉士法
 第七号第一項の規定に基づき精神障害者の保健及
 び福祉に関する科目を次のように定め、平成二十
 一年四月一日から適用し、平成二十年厚生省告示第
 八号(精神保健福祉士法第七号第一号の規定に基
 づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以
 下「旧告示」という))は、平成二十一年三月三十
 一日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日
 前に修めた旧告示に基づく科目(すべての科目を
 修めた場合に限る)は、この告示に基づき科目と
 みなす。
 平成二十年五月十二日
 厚生労働大臣 舩添 要一

一 社会福祉士及び介護福祉士法第七号第一号の
 規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉
 士に関する科目(昭和六十二年厚生省告示第二
 号)

二 昭和六十二年厚生省告示第二百一十号(社会福
 祉士及び介護福祉士法第七号第二号の規定に基
 づき社会福祉士に関する基礎科目を指定する件)